

保護者各位

東京都立飛鳥高等学校
校長 小林 成行

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間について

学校において予防すべき感染症については、学校保健安全法及び同施行規則により表のように定められております。これらに罹患した場合、罹患生徒の早期回復と周囲への感染予防を目的として、医師の診断に基づき出席停止といたします。治癒後、再登校する際に「登校許可証」をご提出ください。(学校保健安全法施行規則第 18、19 条)

	感染症の種類	出席停止期間の基準等
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱、ペスト マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎 ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ 呼吸器症候群(重症性・中東等のコロナウィルス)	完全に治癒するまで ※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の感染症と見なす。
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く) 新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、 解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス 腸管出血性大腸菌感染症、 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症の例 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病 伝染性紅斑(リンゴ病)、ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎 など	全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止を要する場合など

※切り取らずにご提出ください

登校許可証

東京都立飛鳥高等学校 校長殿

____年 ____組 ____番 氏名 _____

疾病名 ()

出席停止期間 令和 ____年 ____月 ____日 () ~ 令和 ____年 ____月 ____日 ()

上記の者は、感染予防上登校しても支障がないことを認めます。

令和 ____年 ____月 ____日

医療機関名

所在地 医師氏名 _____ 印